

# 出席停止通知書

## 学校における感染症による出席停止について

お子さんの病気は学校保健安全法に基づく下記の基準によって、他への感染の恐れのある期間は登校できないことになっています。出席停止期間は、下記の表の通りです。ただし、主治医が感染予防上支障なしと認めた場合は、この限りではありません。

出席停止解除時は、主治医に「学校感染症治癒通知書」を記入してもらって担任に提出してください。なお、証明された期間は欠席とみなしません。なお、保護者の方はこの出席停止通知書を提出する必要はありません。

1 学年・学級・氏名

年

組

番

2 出席停止理由(病名)

3 出席停止の期間

分類	感染症	出席停止の期間
第1種	・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう ・重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウ イルスであるものに限る)・中東呼吸器症候群 ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・特定鳥インフルエンザ ・ジフテリア ・新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退後、2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	・その他の感染症	※必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患

※出席停止日は、保護者から連絡のあった日からとし、医師の許可が出るまでを出席停止期間とします。